

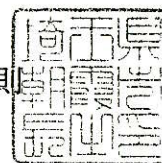


特定生産緑地(朝霞市)の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

令和 5年 12月 13 日

朝霞市長 富岡 勝則



生産緑地 地区番号	位置	特定生産緑地 の解除面積	図面番号
第 95 号	朝霞市 膝折町4丁目 地内	約 0.06 ha	1

「区域は解除図表示のとおり」